

議案第14号

佐倉市開発事業の手續及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市開発事業の手續及び基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年11月22日提出

佐倉市長 西田三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市開発事業の手續及び基準に関する条例の一部を改正する条例

佐倉市開発事業の手續及び基準に関する条例（平成23年佐倉市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「で、その面積が500平方メートル以上のもの」を削り、同項第2号ア中「建築物」の次に「。ただし、法第8条第1項第1号に規定する工業地域及び工業専用地域においては、既存建築物の高さを超えず、かつ、近隣住民等に影響を及ぼすおそれのないものを除く。」を加える。

第3条を次のように改める。

（適用範囲）

第3条 この条例は、開発行為（500平方メートル以上のものに限る。）及び中高層建築物の建築について適用する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為については、この条例は適用しない。

（1）法第29条第1項第2号及び第4号から第11号までに掲げる開発行為

（2）佐倉市開発行為等の規制に関する条例（平成14年佐倉市条例第20号）

第5条第1項第1号、第3号又は第4号に規定する開発行為

（3）基準法第85条第1項若しくは第2項に規定する応急仮設建築物又は同項若しくは同条第5項に規定する仮設建築物の建築

第4条中「の事業」を「の開発事業」に改める。

第15条に次の1項を加える。

3 市長は、第7条に規定する協議について規則で定めるところにより申請し

た日から起算して2年以内に第13条第1項に規定する協議書を締結しない場合は、当該協議に係る開発事業を取りやめたものとみなす。ただし、特別な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

第18条及び第21条中「開発事業者」を「開発行為を伴わない中高層建築物の建築を行う開発事業者」に改める。

第35条第1号中「住宅」を「次に掲げるもの」に改め、「道路」の次に「。ただし、市長が別に定める場合は、この限りでない。」を加え、同号に次のように加える。

ア 住宅

イ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設（同条第3項第10号に規定する介護老人保健施設を除く。）であって入所を伴うもの

ウ 有料老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定するものをいう。）

エ 介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28号に規定するものをいう。）

オ アからエまでに類するもので市長が別に定めるもの

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の佐倉市開発事業の手続及び基準に関する条例第1

5条第3項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請される事前協議について適用し、施行日前に申請された事前協議については、なお従前の例による。